

令和8年度徳島県サービス管理責任者等研修(更新研修)に関するQ & A

No.	質問	回答																
1	県外からの受講申込は可能ですか？	県外事業所の方は受講できません。																
2	サービス管理責任者等研修（更新研修）の受講年度について教えてください。	初回の更新研修又は実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに次回の更新研修の受講が必要です。その後も5年毎に更新研修の受講が必要です。なお、受講年度については、最終年度に限らず、5年間のうちの年度でも受講可能です。 ※別添「更新研修受講期限セルフチェック表」をご活用下さい。 <例> <table><tr><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>～</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>～</td><td>令和15年度</td><td>…以降同じ</td></tr><tr><td>初回の更新研修修了 又は実践研修修了</td><td>初年度</td><td>～</td><td>5年度目</td><td>6年度目</td><td>～</td><td>10年度目</td><td></td></tr></table> 令和6年度～10年度の間に 更新研修を1回以上修了する 令和11年度～15年度の間に 更新研修を1回以上修了する	令和5年度	令和6年度	～	令和10年度	令和11年度	～	令和15年度	…以降同じ	初回の更新研修修了 又は実践研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目	
令和5年度	令和6年度	～	令和10年度	令和11年度	～	令和15年度	…以降同じ											
初回の更新研修修了 又は実践研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目												
3	サービス管理責任者等研修（更新研修）の受講に必要な実務経験要件を教えてください。	次のいずれかを満たす場合、サービス管理責任者等研修（更新研修）の受講が可能です。 ①受講日前5年間の間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある。 ②現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している。																
4	受講期限までにサービス管理責任者等研修（更新研修）を修了できませんでした。	受講期限までにサービス管理責任者等研修（更新研修）を修了できなかった場合、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するには、<u>サービス管理責任者等研修（実践研修）を改めて修了する必要があります。</u> なお、この場合はサービス管理責任者等研修（実践研修）受講のための実務経験は不要です。																
5	児童発達管理責任者研修の修了証書しかないが、サービス管理責任者として業務に従事可能ですか？	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容となっているため、サービス管理責任者としての実務経験を備えていれば従事可能です。																
6	サービス管理責任者研修を修了していて、児童発達支援管理責任者研修は受講していないのですが、更新研修で児童発達支援管理責任者の修了証書の交付を希望することはできますか？	希望できません。本研修の修了証書は、過去に修了している研修に基づいて交付します。 なお、修了証書をお持ちでない業務への従事の考え方については質問5をご参照ください。																
7	過去に受講した分野の修了証書をなくしてしまいました。再発行してもらえますか？	修了証書の再発行はできませんが、修了証明書を発行いたします。 修了証明書交付申請書の様式はホームページに掲載しております。詳しくはホームページをご覧ください。 <ホームページURL> https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokat/kenko/shogaifukushi/7239209/																